

令和 7 年 5 月 21 日
那 覇 港 管 理 組 合

公共工事の前払金及びその使途拡大に係る取扱いについて

那覇港管理組合発注工事に係る前払金について、下記のとおり取扱うことになりましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

建設工事請負契約書の第37条（前払金の使用等）ただし書きを次のとおり改正します。【適用期間の削除】

「ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」

2 使途拡大の適用対象

平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為を含む。）に係る前払金（中間前払金を含まない。以下同じ）。

3 使途拡大により前払金に含まれる範囲及び上限

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

4 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和7年3月31日及び令和7年4月1日以降に請負契約を締結している工事については、発注者と受注者間で協議の上、前払金の使途の範囲を拡大するものとする。

5 適用年月日

令和7年5月21日

建設工事請負契約約款 新旧対照表

改 正	現 行
(前払金の使用等) 第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、_____ _____ 前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。	(前払金の使用等) 第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(別紙)

令和 年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

印

公共工事の前金払及びその使途拡大に係る取扱いの適用について

年 月 日付契約締結した下記工事について、公共工事の前金払及びその使途拡大に係る取扱いの適用を申請します。

記

工 事 名 称 :

請負代金額 :